

介護保険負担限度額認定証の更新について

施設に入所（ショートステイを含む）したときの食費・居住費は、全額自己負担となりますが、低所得者の方は申請により利用者負担が軽減されます。

「介護保険負担限度額認定証」（以下「認定証」）の有効期限は7月31日までです。

現在、認定証をお持ちの方には、6月上旬ごろに更新のお知らせをお送りしています。申請には市民税非課税世帯に属する方など要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎長寿課 ☎22-1361

国民健康保険人間ドックの申し込み受け付けについて

公立刈田総合病院で受診する人間ドックの費用助成の申し込みを受け付けます。

●対象 ドックを受診する年度の4月1日時点から受診日まで継続して国保に加入している本年度満40～74歳に到達する方で国保税に未納がない世帯の方

●助成額 一律10,000円

●自己負担額

【Aコース】29,600円

【新設：Cコース】16,400円

※検査項目などの詳細は申し込み時にご確認ください。

●受付期間 7月7日(金)～11月30日(木)

●受診期間 8月1日(火)～令和6年3月

☎健康推進課 ☎22-1362

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給のご案内

食費などの物価高騰に直面し、影響を受け、家計が悪化している低所得のひとり親子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

●対象

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方および令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

※5月29日に支給しています。

②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③令和6年3月末時点で18歳以下の方、または申請時点で特別児童扶養手当受給対象の20歳未満の方を養育するひ

とり親であって、令和5年1月1日以降の家計が急変し、かつ児童扶養手当受給者と同じ水準の収入の方

●支給額 児童1人あたり一律5万円

●支給の手続き ②・③に該当する方は申請が必要ですので、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



福祉課
ホームページ

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、ひとり親世帯以外分とひとり親世帯分の両方の支給は受けられません。

●申請期限

令和6年2月29日(木)

☎福祉課 ☎22-1400

第8回白石市学校教育・保育審議会を開催しました

5月22日、市役所で「第8回白石市学校教育・保育審議会」を開催しました。

「小中学校教育部会」からは、前回審議を経て修正を加えた答申案について説明がありました。委員からは、答申案の大枠について合意が得られました。また、「コミュニティスクールと地元学が大きな要素なので、分かりやすく伝えていくことが重要である」、「子どもの推移や施設の老朽化から再編は避けら

れないと思うが、説明を尽くしていく必要がある」という意見があげられました。

※次回の審議会の傍聴希望者は、事前申し込みが必要です（先着5人まで）。

第9回白石市学校教育・保育審議会

●日時 7月24日(月)18:00～

●場所 市役所3階第3会議室

●申込期限 7月20日(木)まで

●申込先・問い合わせ

学校管理課 ☎22-1341

市内の交通事故 5月1日～31日 ※（ ）は1月からの累計

■発生件数 50件(292件) ■死亡者数 1人(1人)

■負傷者数 0人(22人) ■物損件数 49件(272件)

■飲酒運転摘発者数 1人(1人)

生活応援商品券「ワン」だふるクーポン（1人あたり3,000円の商品券）を全市民に配布します

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている市内経済の消費喚起と各家庭の経済支援を図るため、市内飲食店などで利用できる商品券（1人あたり3,000円分）を全市民に配布します。

●配布方法 7月1日時点で市内に住民登録をしている世帯主の方に、7月下旬から8月中旬までにゆうパックで郵送します。※順次配送されるため、同じ地区内であっても配達日が異なる場合がありますのでご了承ください。

●配布商品券額面 1セット3,000円(小規模・大規模店舗両方で利用できる共通券500円×6枚)

●利用期間 9月1日(金)～令和6年1月31日(水)

※利用できる店舗は、商品券に同封するチラシまたはホームページをご確認ください。なお、ホームページへは7月下旬ごろ掲載予定です。

☎商工観光課 ☎22-1321

後期高齢者医療制度の被保険者証を更新します

現在お使いの「緑色の保険証」の有効期限は7月31日までです。新しい「保険証」（オレンジ色）は、7月末までに簡易書留で郵送します。



古い保険証は8月1日以降に各自ハサミなどで切って処分していただくか、健康推進課にご返却ください。

なお、新しい保険証は、紛失防止のため緑色の保険証の有効期限まで一緒に保管しておくことをおすすめします。

また、現在限度額適用・標準負担減額認定証をお持ちの方で、8月1日以降も認定要件を満たす方については、新しい保険証に同封します。

☎健康推進課 ☎22-1362

令和4年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんの請求によって、市が保有する公文書を閲覧のほか写しを交付して公開する制度です。

区分	件数
開示	21件
部分開示	8件
非開示	1件
その他(※)	4件
不服申し立て	0件
情報の提供	384件

※その他：在否応答拒否、不存在、取り下げ。

個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度は、市が保有している個人情報を適正に取り扱い、市民の皆さんの個人情報に関する権利と利益を保護するための制度です。

区分	件数
個人情報取り扱い業務	439件
開示等請求	1件

☎総務課 ☎22-1331

紙上からお礼申し上げます

■生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。(敬称略)
東北ずん子スタンプラリー実行委員会 会長 田中健一、横山ひろこ

令和5年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付を開始します

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときに、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

収入の減少や失業など保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除（納付猶予）」される制度がありますので、未納のままにせず申請してください。

●対象期間 令和5年7月～令和6年6月分

●受付開始 7月3日(月)
※継続審査の方を除き毎年申請が必要です。

●免除の種類 全額、一部（4分の3、半額、4分の1）、納付猶予

●申請に必要な物

①基礎年金番号がわかるもの、

②運転免許証などの身分証明書、

③失業した方は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」のコピーなど

☎健康推進課 ☎22-1362
大河原年金事務所 ☎0224-51-3111

第3日曜日は「家庭の日」

今月は7月16日 朝食は1日のエネルギー。家族でしっかり取りましょ！

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。